

国立大学法人山梨大学職員給与規程

平成16年	4月	1日	制定	平成16年	10月	28日	改正
平成17年	4月	1日	改正	平成17年	11月	15日	改正
平成18年	3月	22日	改正	平成19年	4月	1日	改正
平成19年	1月	21日	改正	平成19年	11月	30日	改正
平成21年	2月	25日	改正	平成21年	3月	18日	改正
平成21年	3月	30日	改正	平成21年	5月	28日	改正
平成21年	6月	29日	改正	平成21年	11月	25日	改正
平成22年	1月	20日	改正	平成22年	3月	24日	改正
平成23年	1月	31日	改正	平成23年	3月	28日	改正
平成23年	6月	29日	改正	平成24年	1月	19日	改正
平成24年	5月	29日	改正	平成25年	3月	27日	改正
平成25年	6月	26日	改正	平成25年	12月	25日	改正
平成26年	3月	28日	改正	平成26年	11月	28日	改正
平成27年	3月	27日	改正	平成28年	1月	27日	改正
平成28年	2月	24日	改正	平成28年	11月	29日	改正
平成29年	1月	31日	改正	平成29年	3月	27日	改正
平成30年	2月	27日	改正	平成30年	3月	27日	改正
平成30年	11月	27日	改正	令和元年	6月	21日	改正
令和元年	11月	26日	改正	令和2年	3月	24日	改正
令和3年	11月	30日	改正	令和4年	3月	29日	改正
令和4年	6月	27日	改正	令和4年	9月	26日	改正
令和4年	11月	21日	改正	令和5年	3月	27日	改正
令和5年	5月	29日	改正	令和5年	9月	25日	改正
令和5年	11月	27日	改正	令和6年	5月	28日	改正
令和6年	11月	26日	改正	令和7年	3月	26日	改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）に所属する常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 外国人教師の給与に関することについては、別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給（俸給の調整額及び教職調整額を含む。）とする。
- (2) 諸手当は、扶養手当、管理職手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、駐車場手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、安全衛生業務手当、認定看護師等手当、看護職員等処遇改善手当、特殊勤務手当、業務付加手当、初期救急手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、医師夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、外部資金獲得手当、クロスアポイントメント手当、優秀教員奨励手当、研究代表者等特別手当、外部資金獲得若手研究者支援手当、特別表彰等手当及びメンター教員手当とする。

(俸給の調整額)

第3条 職務の複雑、困難若しくは責任の度合い又は勤労の強度、勤労環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊で、同一の俸給月額によることが適当でない認められるときは、その特殊性に基づき、俸給の調整額を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、別に定める職員に教職調整額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第5条 俸給、扶養手当、管理職手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、駐車場手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、安全衛生業務手当、認定看護師等手当、看護職員等処遇改善手当及び研究代表者等特別手当は、一ヶ月（1日から末日までをいう。以下この項において同じ。）の月額を毎月17日に、特殊勤務手当、業務付加手当、初期救急手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、医師夜勤手当及び宿日直手当は、一ヶ月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が月曜日かつ国民の祝日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 クロスアポイントメント手当は前項に規定する日、外部資金獲得手当、外部資金獲得若手研究者支援手当は前項に規定する日のうち6月30日に支給し、優秀教員奨励手当、特別表彰等手当、メンター教員手当は第1項に規定する日のうち12月17日に支給する。

4 その他給与の支払いに関し必要な事項は、別に定める。

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 一般職員俸給表（一）（別表第1） | (5) 教育職員俸給表（三）（別表第5） |
| (2) 一般職員俸給表（二）（別表第2） | (6) 医療職員俸給表（二）（別表第6） |
| (3) 教育職員俸給表（一）（別表第3） | (7) 医療職員俸給表（三）（別表第7） |
| (4) 教育職員俸給表（二）（別表第4） | |

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第8条 職員就業規則第13条の規定により昇任させた者及び勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて上位の級に昇格させ、職員就業規則第14条に定める降任をさせた者は下位の級に降格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定

める

(昇 給)

第9条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前の直近の時期に行われた職員の人事評価に関する規程に定める人事評価（この条において「人事評価」という。）の結果（人事評価をしないこととされている職員については、同日前1年間におけるその者の勤務成績）に応じて行うものとする。この場合において、人事評価が行われた翌日から昇給を行う日の前日までの間に、当該職員が職員就業規則第73条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員で第12条に定める管理職手当の支給を受ける者及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、別に定める基準に従い決定するものとする。ただし、60歳を超える職員にあっては、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 休職中、育児休業中、介護休業中又は大学院修学休業中である職員は、当該期間中は昇給しない。

6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第10条 （削除）

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (2) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (4) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、別表第8（諸手当表）に定める額とする。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

- 第12条** 管理職手当は、学長が別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。
- 2 管理職手当の月額、は、学長が別に定める額とする。
- 3 前項の規定による額は、労働基準法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 第1項における職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 5 第1項における職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「補償法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

(役職手当)

- 第12条の2** 役職手当は、学長が別に定める大学運営等に係る重要度の高い業務を処理するために置かれる職を占める職員に支給する。
- 2 役職手当に関し必要な事項は別に定める。

(地域手当)

- 第13条** 地域手当は、勤務地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、本学が本拠を置く地域（学部を置く地域をいう。以下、本条において同じ。）及び別表第9に定める1級地から6級地に在勤する職員（以下、本条において「地域手当地域在勤職員」という。）に支給する。
- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額とする。
- (1) 本学が本拠を置く地域 100分の2
- (2) 1級地 100分の20
- (3) 2級地 100分の16
- (4) 3級地 100分の12
- (5) 4級地 100分の8
- (6) 5級地 100分の4
- 3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）のうち、別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する者（当該地域の勤務が6月以内である者を除く。）から職員になった場合、又は、地域手当地域在勤職員（当該地域の勤務が6月以内である者を除く。）から第1項に掲げる地域以外に所在する勤務地に異動になる等地域手当の支給割合が低位となる異動をした場合において、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該異動の日から1年を経過した後においては、その額に100分の80を乗じて得た額に、2年を経過した後においては、その額に100分の60を乗じて得た額に減額する。
- 4 他の国立大学法人の職員、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「国立大学法人職員等」という。）のうち、別表第

9に掲げる地域に所在する機関に勤務する者（当該勤務が6月以内である者を除く。）が、引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。ただしこの場合において、採用直前の機関において支給されていた地域手当に相当する手当の支給率を超えることはできない。

（広域異動手当）

第13条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

（1）300キロメートル以上 100分の10

（2）60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用者等であった者から引き続き本学職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員（法人等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、別表第8（諸手当表）に定める。
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員。（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、別表第8（諸手当表）に定める。
 - 3 勤務地を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。
 - 4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

- 5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(駐車場手当)

第15条の2 駐車場手当は、前条第1項第2号に規定する通勤手当の支給を受け、かつ通勤のために勤務地周辺に駐車場を借り受け、月額3,500円以上の料金を負担することを常例としている職員に支給する。

- 2 駐車場手当の月額は、別表第8(諸手当表)に定める。

- 3 前2項に規定するもののほか、駐車場手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第16条 新たに本学職員に採用となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、本学採用の直前の住居から採用の直後に本学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して別に定める職員)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別表第8(諸手当表)に定める額を加算した額)とする。

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

第17条 初任給調整手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第二百二号)に規定する歯科医師免許証を有する者で教育職員俸給表(一)の適用を受ける職員となった日から、一定の期間支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第18条 義務教育等教員特別手当は、教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園に勤務する教育職員俸給表(二)、(三)の適用を受ける者に別表第10の区分に応じて支給する。

(安全衛生業務手当)

第18条の2 安全衛生業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 国立大学法人山梨大学職員安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第6条の規定により学長から指名された衛生管理者

- (2) 安全衛生管理規程第8条の規定により学長から指名された産業医

- 2 前項に規定するもののほか、安全衛生業務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(認定看護師等手当)

第18条の3 認定看護師等手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 公益社団法人日本看護協会が認定する「認定看護師」資格を有し、当該認定分野に係る業務を専任とする職員
- (2) 公益社団法人日本看護協会が認定する「専門看護師」資格を有し、当該認定分野に係る業務を専任とする職員
- (3) 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する「特定行為研修」を修了し、同項第1号に規定する「特定行為」を専任とする職員

2 前項に規定するもののほか、認定看護師等手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(看護職員等処遇改善手当)

第18条の4 看護職員等処遇改善手当は、医学部附属病院に勤務し、医療サービスを患者に直接提供している別に定める職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、看護職員等処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて、次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 死体処理手当
- (4) 教員特殊業務手当
- (5) 教育実習等指導手当
- (6) 教育業務連絡指導手当
- (7) 大学入試手当
- (8) 救急診療従事手当
- (9) オンコール手当
- (10) 新生児集中治療部夜間等従事手当
- (11) 緊急診療手当
- (12) 分娩手当
- (13) 新生児担当医手当
- (14) 麻酔科医特別業務手当
- (15) 時間外手術手当
- (16) 医師RR T手当

2 特殊勤務手当に関し必要な事項は別に定める。

(業務付加手当)

第19条の2 業務付加手当は、国、国が所管する独立行政法人、地方自治体等からの受託事業、その他本学主催事業等に従事し、かつ、学長が必要と認めた場合に限り、支給する。

2 業務付加手当の対象となる業務及び手当額は、学長が別に定める。

(初期救急手当)

第19条の3 初期救急手当は、医学部附属病院初期救急医療センター業務に従事する職員に支給す

る。

- 2 前項に規定するもののほか、初期救急手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第20条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務（職員就業規則第53条に規定する法定休日又は別に定めるこれに相当する日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を越えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第21条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日において、所定勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）等で学長が定める日において勤務した職員についても同様とする。

- 3 前2項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（就業規則第53条第1項第3号ただし書きに該当する場合を除く。）（土曜日及び日曜日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日にあたるときは、学長が定める日）をいう。

(併給調整)

第21条の2 教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園に勤務する教育職員俸給表（二）、（三）の適用を受ける者のうち、第12条に規定する管理職手当の支給を受けない者に対して、第20条に規定する超過勤務手当又は第21条に規定する休日給を支給する場合にあっては、次の各号により併給調整する。

(1) 第20条の規定により支給される1月あたりの額及び第21条の規定により支給される1月あたりの額の合計額（以下「超過勤務手当等月額」という。）が、その者に支給される教職調整額の月額以下の場合、超過勤務手当等月額は支給しない。

(2) 超過勤務手当等月額が、その者に支給される教職調整額の月額を超える場合、超過勤務手当等月額からその者に支給される教職調整額の月額を控除して得た額を超過勤務手当等月額として支給する。

(夜勤手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(医師夜勤手当)

第22条の2 国立大学法人山梨大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程第3条に基づく勤務時間の割振りにより、当番として午後11時から翌午前1時の一部又は全部を含む時間帯に勤務した医師に対し、午後5時15分から翌午前8時30分の時間帯の勤務1時間（医学部附属病院初期救急医療センター業務及び二次救急診療業務に従事した時間を除く）につき1,000円を、医師夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第20条から第22条及び第33条から第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、広域異動手当（扶養手当に係る部分は除く。）、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の合計額（次項において「給与合計額」という。）を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第20条から第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、別に定める手当が支給される業務又は作業に該当する場合は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 1時間単位で支給される手当 当該手当の額を前項の規定による額に加算した額
- (2) 1日単位で支給される手当 当該手当の額を1日の所定勤務時間で除した額を前項の規定による額に加算した額
- (3) 1月、1回又は1つの業務対象単位で支給される手当 当該手当の額を給与合計額に加算した額を1月平均所定勤務時間数で除して得た額

(宿日直手当)

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、職員宿日直規程に定める額の宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は第19条から第22条までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第5条第2項に定める支給定日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、学長が定める職員を除く。第28条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職した職員にあつては、退職した日現在)において職員が受けるべき俸給、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき学長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して学長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額(学長が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該支給日の前日までの間に職員就業規則第73条第5項の規定により懲戒解雇となった職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第30条第1項第6号の規定により解雇となった職員(同規則第9条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国立大学法人山梨大学職員懲戒規程第6条に規定する文書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした

者に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、学長が定める。

(勤勉手当)

- 第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらに対する広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第5条第2項に定める支給定日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(外部資金獲得手当)

- 第29条 外部資金獲得手当は、事業年度中に獲得した外部資金等（大学に間接経費が配分されるものに限る。）の本部間接経費が一定額以上である職員に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

第30条 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人山梨大学における教員のクロスアポイントメント制度の適用に関する規程によりクロスアポイントメントの適用を受ける教員のうち、本学及び他機関が特に認めた者に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(優秀教員奨励手当)

第30条の2 優秀教員奨励手当は、教員評価の結果に基づき、当該年度の優秀教員として表彰された教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、優秀教員奨励手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者等特別手当)

第30条の3 研究代表者等特別手当は、別に定める「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費を支出することに関する取扱要項」に定める手続きを行い、承認された者に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(外部資金獲得若手研究者支援手当)

第30条の4 外部資金獲得若手研究者支援手当は事業年度中に獲得した外部資金の直接経費額が一定額以上である職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、若手研究者表彰手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別表彰等手当)

第30条の5 特別表彰等手当は、別に定める表彰等制度の被授与者として選考された職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、特別表彰等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(メンター教員手当)

第30条の6 メンター教員手当は、科研費等外部資金獲得のため、メンターとして、若手研究者等に対して研究計画調書改善の指導、添削等を行った教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、メンター教員手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第31条 第3条から第4条、第8条から第12条、第14条、第16条から第24条及び第25条から第28条の規定は、附則第4項の適用を受ける職員には適用しない。

2 第20条から第22条までの規定は、第12条の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第20条に基づき長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労基法第76条による休業補償及び補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷

病補償年金等（以下「労災補償等」という。）を受けることのできる場合には、給与の額から当該労災補償等の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあって2年）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が研究、共同研究等により休職を命じられた場合には、その休職期間中、俸給等の100分の70を支給することができる。
- 5 職員が休職（前4項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、そのつど定める。

（育児休業等の給与）

第33条 国立大学法人山梨大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、イからロのそれぞれの手当を支給することができる。
 - イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員 当該基準日に係る期末手当
 - ロ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員 当該基準日に係る勤勉手当
- (3) 育児休業又は出生時育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業又は出生時育児休業をした期間（当該育児休業期間が平成22年3月31日以前である場合にあっては、当該期間の2分の1）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- (4) 職員が育児部分休業（育児休業規程第18条第1項第1号に規定する部分休業をいう。）の申し出をして勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業取得者の給与）

第34条 国立大学法人山梨大学職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、イからロのそれぞれの手当を支給することができる。
 - イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員 当該基準日に係る期末手当
 - ロ 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員 当該基準日に係る勤勉手当
- (3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- (4) 職員が介護部分休業（介護休業規程第17条第1項第1号に規定する介護部分休業をいう。）及

び介護時間（同規程第18条の2第1項第1号に規定する介護時間をいう。）の申し出をして勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 前4号に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第35条 職員が勤務しないときは、休日である場合、就業規則第55条に規定する有給休暇による場合、就業規則第38条の規定により職務専念義務を免除された場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、療養のための就業規則第60条に規定する病気休暇の期間につき労災補償等を受ける場合にあっては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。

3 就業規則第54条の2第2項の規定により代休を与えた場合は、給与から代休の当日分相当を減額するものとする。

（その他）

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

2 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条に規定する職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の職員となった者（以下「承継職員」という。）に係る俸給（俸給表、職務の級及び号俸）については、別に通知をしない限り、成立日の前日に受けていた俸給と同じ俸給に決定されたものとみなす。なお、この場合において俸給表の名称については、次表のとおり読替える。

成立日の前日における俸給表	成立日において決定されたとみなす俸給表
行政職俸給表（一）	一般職員俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職員俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職員俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職員俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職員俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職員俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職員俸給表（三）
指定職俸給表	第4項に定める。

3 承継職員となった者であって、成立日の前日において山梨大学長から給与法第11条（扶養手当）、第14条（住居手当）、第15条（通勤手当）又は第16条（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足る各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第9条（扶

養手当), 第12条(住居手当), 第13条(通勤手当)又は第14条(単身赴任手当)の規定による認定があったものとみなす。

- 4 承継職員となった者であつて, 成立日の前日において, 給与法第6条に定める指定職俸給表(以下「指定職俸給表」という。)が適用されていた者のうち, その適用を受けるための要件となった併任官職に相当する法人化後の役職に引続き在任する者の俸給(号俸を含む。)については, 指定職俸給表の相当号俸に準拠した額の俸給月額に決定し, その在任期間中に限り引き続き適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当における読替)

- 5 第25条に基づき平成21年6月に支給する期末手当にあつては, 同条第2項前段中の「100分の140」を「100分の125」に, 同条同項後段中の「100分の120」を「100分の110」にそれぞれ読み替えるものとする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当における読替)

- 6 第28条に基づき平成21年6月に支給する勤勉手当にあつては, 同条第2項中の「100分の75」を「100分の70」に, 「100分の95」を「100分の85」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成16年10月28日)

- 1 この規程は, 平成16年10月29日から施行する。
- 2 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)に在職し, かつ, 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間及び平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間(以下「寒冷地手当支給期間」という。)に在勤する職員(退職, 異動等により寒冷地手当支給期間の一部のみ在勤する者も含む。)には, 第2条の規定にかかわらず別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。
- 3 前項による寒冷地手当の支給は, 第5条第1項に定める俸給の支給方法に準ずるものとする。
- 4 寒冷地手当支給期間においては, 第23条中「及び教職調整額」とあるのを「, 教職調整額及び寒冷地手当」と読み替えるものとする。
- 5 寒冷地手当支給期間においては, 第32条に定める「俸給等」には, 第2項による寒冷地手当を含むものとする。
- 6 旧基準日以降に他の国立大学法人(大学共同利用機関法人を含む。)職員, 一般職の国家公務員, 地方公務員, 独立行政法人職員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員を退職し, 引き続き本学職員となった者で, 本学採用前の勤務機関の所在地が平成16年3月31日現在の寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表第1に定める地域(以下「旧寒冷地」という。)にあったものについて, 次の各号のいずれにも該当する場合は, 第2項にいう旧基準日に在職した職員とみなし, 同項を適用することができる。
- (1) 本学採用直前の機関において寒冷地手当(相当する給与を含む。)の支給対象(経過措置を含む。)となっていたこと。

(2) 旧基準日以降本学採用までの間に旧寒冷地以外の勤務地に勤務したことがないこと。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日）

（施行期日）

- 1 この規程は、決定の日の属する月の翌月の初日（決定の日が初日であるときは、その日）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、学長が別に定める。

- 一 別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
- 二 第36条の規定に基づく特段の取扱い若しくは附則（平成16年4月1日）第4項の適用に基づく給与法第6条に定める指定職俸給表に相当号俸に準拠した俸給月額

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、この規定に定める職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1項の規定による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する読替）

- 4 平成17年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項第1号中の「72.5」を「71.5」に、「92.5」を「91.5」に、同項第2号中の「40」を「36.5」に、「50」を「46.5」に、平成17年12月に支給する期末特別手当にあつては、第29条第3項中の「175」を「171.5」に、「95」を「96.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成18年3月22日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であつた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあつては、その定めによる期間。以下「経過期間」という。）

に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 3 切替日の前日において給与法に基づく指定職俸給表の準用を受けていた職員の薪俸給月額、別に定める。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において職員給与規程別表第1から別表第7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の薪号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第6条 附則第1条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程及びこれに基づく規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 第7条** 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年5月1日現在において適用される俸給表・級・号俸による俸給月額が、職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年5月29日）において減額改定された俸給表・級・号俸が適用される者にあつては、切替日の前日に受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給することとし、平成26年4月1日以後、支給しない。
- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
 - 3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
 - 4 第1項が適用される職員（前2項の規定により準用される場合を含む。）については、その適用を受ける間、職員給与規程第13条に基づく地域手当は支給しない。ただし、職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）附則第10条に定める地域手当に係る経過措置の適用を受ける者については、この限りでない。

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第25条第4項（職員給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第29条第4項の規定の適用については、職員給与規程第25条第4項及び第29条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年改正規程附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における適用に関する特例）

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第9条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項第2号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第10条 職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月22日)の施行の際、現に改正前の職員給与規程第13条第3項(職員給与規程第13条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において改正前の職員給与規程第13条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する職員給与規程第13条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する	改正前の別表第9に掲げる地域に所在する機関に在勤する
地域手当地域在勤職員	改正前の第13条に規定する調整手当地域在勤職員
地域手当の支給割合	調整手当の支給割合(改正前の別表第9の各区分に定める割合)

(雑則)

第11条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年4月1日)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日に教務職員から俸給表の適用を異にする異動をした職員の俸給月額の経過的特例)

2 平成19年4月1日(以下「異動日」という。)の前日に教育職員俸給表(一)1級の適用を受けて

いた職員のうち、異動日に俸給表の適用を異にする異動した者で、その者の受ける俸給月額が異動日の前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）附則第7条各項の一の適用を受ける職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成19年11月21日）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第28条に係る改正については次項による読替えを行った上で、平成19年12月1日から施行する。

（平成19年12月に支給する勤勉手当における読替）

- 2 第28条に基づき平成19年12月に支給する勤勉手当にあつては、同条第2項中「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに採用された職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動があつた職員の当該採用又は異動の日における号俸については、当該採用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該採用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成21年2月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項第10号については、平成20年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月28日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日）

この規程は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年11月25日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当における読替)

- 2 第25条に基づき平成21年12月に支給する期末手当にあつては、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に読み替えるものとする。

(平成21年12月に支給する勤勉手当における読替)

- 3 第28条に基づき平成21年12月に支給する勤勉手当にあつては、同条第2項中「100分の90」を「100分の95」に読み替えるものとする。

附 則 (平成22年1月20日)

この規程は、平成22年1月20日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月24日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月31日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年3月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成23年3月28日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月29日)

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年1月19日)

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月29日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
(平成24年6月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の

号俸を受けるものを除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大2号俸上位の号俸とする。

- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成25年3月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成25年6月26日)

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年12月25日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるもの

として学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の最大1号俸上位の号俸とする。

- 3 職員の育児休業等に関する規程第17条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成26年11月28日）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

（平成27年1月1日の昇給に関する読替）

- 1 平成27年1月1日の昇給にあつては、第9条第2項中の「4号俸」を「3号俸」に、「3号俸」を「2号俸」にそれぞれ読み替えるものとする。

（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する読替）

- 1 平成26年12月に支給する勤勉手当にあつては、第28条第2項中の「67.5」を「82.5」に、「87.5」を「102.5」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月27日）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（地域手当に関する特例）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から平成28年3月31日までの間に職員給与規程第13条第2項又は第3項により地域手当を支給する場合には、次の附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2条関係）

支給割合	都道府県	支給地域等
100分の18.5	東京都	特別区
100分の15.5	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	印西市
	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市
	神奈川県	厚木市
100分の15	大阪府	大阪市、守口市
	茨城県	つくば市
	千葉県	成田市、袖ヶ浦市
	東京都	調布市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、鎌倉市
	愛知県	刈谷市、豊田市
	大阪府	門真市
100分の14	兵庫県	芦屋市
	埼玉県	さいたま市、志木市
	東京都	八王子市、府中市
	愛知県	名古屋市

	大阪府	高槻市
	兵庫県	西宮市, 宝塚市
100 分の 13	茨城県	守谷市
	千葉県	千葉市
	東京都	青梅市, 東村山市
	愛知県	豊明市
	大阪府	池田市, 大東市
100 分の 12	千葉県	船橋市, 浦安市
	東京都	立川市
	大阪府	吹田市, 寝屋川市, 箕面市
	奈良県	天理市
100 分の 10.5	神奈川県	相模原市, 藤沢市
	三重県	鈴鹿市
	大阪府	豊中市
	兵庫県	神戸市
100 分の 10	茨城県	水戸市, 土浦市, 牛久市
	埼玉県	東松山市, 朝霞市
	千葉県	市川市, 松戸市, 富津市
	東京都	三鷹市, あきる野市
	神奈川県	横須賀市, 茅ヶ崎市, 大和市
	滋賀県	大津市, 草津市
	京都府	京都市, 京田辺市
	大阪府	堺市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 羽曳野市, 東大阪市
	兵庫県	尼崎市
	奈良県	奈良市, 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
100 分の 9	茨城県	日立市
	千葉県	佐倉市, 市原市
	神奈川県	平塚市
	愛知県	西尾市, 知多市
	三重県	四日市市
	滋賀県	栗東市
	兵庫県	伊丹市, 三田市
100 分の 7	宮城県	多賀城市
	茨城県	龍ヶ崎市
	埼玉県	坂戸市
	神奈川県	小田原市
	愛知県	みよし市
	大阪府	柏原市, 交野市
	福岡県	春日市, 福津市
100 分の 6	宮城県	仙台市

	茨城県	古河市，ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	川越市，川口市，行田市，所沢市，飯能市，加須市，越谷市，戸田市，入間市，三郷市
	千葉県	茂原市，柏市
	神奈川県	三浦郡葉山町
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市，沼津市，御殿場市
	愛知県	瀬戸市，碧南市
	三重県	津市
	滋賀県	守山市
	京都府	宇治市，亀岡市
	大阪府	岸和田市，泉大津市，泉佐野市，富田林市，河内長野市，和泉市，藤井寺市
	奈良県	大和高田市，橿原市
100 分の 5	栃木県	大田原市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	春日部市，鴻巣市，深谷市，上尾市，草加市，久喜市，比企郡のうち鳩山町，北葛飾郡のうち杉戸町
	千葉県	野田市，東金市，流山市，印旛郡酒々井町及び栄町
	神奈川県	三浦市（総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。），中郡のうち二宮町
	長野県	塩尻市
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	磐田市
	愛知県	岡崎市，春日井市，津島市，安城市，犬山市，江南市，弥富市，西春日井郡豊山町
	三重県	桑名市
	滋賀県	彦根市
	京都府	向日市，木津川市
	大阪府	泉南市，阪南市，泉南郡熊取町，田尻町及び岬町，南河内郡のうち太子町
	兵庫県	明石市
	奈良県	香芝市，北葛城郡のうち王寺町
	和歌山県	和歌山市，橋本市
	香川県	高松市
	福岡県	太宰府市，糸島市，糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町
100 分の 4	茨城県	筑西市
	栃木県	下野市
	埼玉県	羽生市，比企郡のうち滑川町
	愛知県	豊川市，田原市
	三重県	亀山市

	滋賀県	甲賀市
	兵庫県	赤穂市
100 分の 3	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	筑西市
	栃木県	鹿沼市, 小山市
	群馬県	前橋市, 太田市
	埼玉県	熊谷市
	千葉県	八街市
	東京都	武蔵村山市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市, 松本市, 諏訪市
	岐阜県	大垣市, 多治見市, 美濃加茂市
	静岡県	浜松市, 三島市, 富士宮市, 富士市, 焼津市, 掛川市, 袋井市
	愛知県	豊橋市, 一宮市, 半田市, 小牧市
	三重県	名張市, 伊賀市
	滋賀県	長浜市
	兵庫県	姫路市, 加古川市, 三木市
	奈良県	桜井市, 宇陀市
	岡山県	岡山市
	広島県	廿日市市, 安芸郡のうち海田町及び坂町
	山口県	周南市
	福岡県	北九州市, 筑紫野市, 糟屋郡のうち宇美町
	長崎県	長崎市
100 分の 2	茨城県	笠間市, 鹿嶋市
	栃木県	栃木市, 真岡市
	群馬県	渋川市
	千葉県	木更津市, 君津市
	新潟県	新潟市
	石川県	河北郡のうち内灘町
	山梨県	南アルプス市
	長野県	伊那市
	岐阜県	各務原市
	静岡県	藤枝市
	愛知県	常滑市, 海部郡のうち飛島村
	滋賀県	東近江市
	広島県	三原市, 東広島市
	徳島県	徳島市, 鳴門市, 阿南市
	香川県	坂出市

(広域異動手当に関する特例)

第3条 切替日から平成28年3月31日までの間の職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同条中「100分の10」を「100分の8」に、「100分の5」を「100分の4」にそれぞれ読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 切替日前に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同条中「100分の10」を「100分の6」に、「100分の5」を「100分の3」にそれぞれ読み替えるものとする。

(単身赴任手当に関する特例)

第5条 切替日から平成28年3月31日までの間の職員給与規程第16条第2項規定の適用については、同条中「30,000円」を「26,000円」に読み替えるものとする。

(俸給の切替に伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日まで俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第25条第4項（職員給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、職員給与規程第25条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成26年改正規程附則第5条の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則（平成28年1月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第18条に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月24日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 別表8第4に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年11月29日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年11月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
（駐車場手当及び介護休業取得者の給与）
- 2 第2条、第5条、第15条の2、第34条及び諸手当表3-2に係る改正については、前項の規定に関わらず、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 31 日）

- 1 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日に在籍する職員のうち、平成 28 年 12 月期の勤勉手当の支給を受けた職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日）

（施行期日）

- 1 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の経過措置に関する特例）
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず次の別表に定める月額とする。

附則別表

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
配 偶 者	扶養親族 一般職俸給表（一）9 級・10 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円
	教育職俸給表（一）5 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円
	一般職俸給表（一）8 級			
	医療職俸給表（二）8 級			
	上記以外	10,000 円	6,500 円	6,500 円
子		8,000 円	10,000 円	10,000 円
父 母 等	一般職俸給表（一）9 級・10 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円
	教育職俸給表（一）5 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円
	一般職俸給表（一）8 級			
	医療職俸給表（二）8 級			
	上記以外	6,500 円	6,500 円	6,500 円

（注 1）満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養親族（子に限る）には 5,000 円を加算する。

（注 2）職員に配偶者がいない場合の扶養親族一人に係る手当額については、平成 29 年度に限り、子 10,000 円、父母等 9,000 円とする。

- 3 平成 29 年 4 月 1 日以後、新たに一般職員俸給表（一）8 級・9 級・10 級、教育職員俸給表（一）5 級又は医療職員俸給表（二）8 級をうけることとなった職員においては、当該級を受けることとなった日に新たに職員となったものとして、第 11 条及び前項の規定を適用するものとする。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。但し、第 28 条の規定は平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
（平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当に関する読替）
- 2 平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当にあつては、第 28 条第 2 項中の「100 分の 85」を「100 分の 90」に、「100 分の 105」を「100 分の 110」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成３０年３月２７日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
（平成３０年４月１日における号俸の調整）
- 2 平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成２７年１月１日において第９条第１項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。
- 3 職員の育児休業等に関する規程第１７条の２に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児短時間勤務職員の１週間当たりの勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 この附則の第２項及び第３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成３０年１１月２７日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成３０年１１月２７日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。但し、第２５条第２項の規定は、平成３１年４月１日から適用する。
（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する読替）
- 2 平成３０年１２月に支給する勤勉手当にあつては、第２８条第２項中の「１００分の８５」を「１００分の９０」に、「１００分の１０５」を「１００分の１１０」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和元年６月２１日）

この規程は、令和元年６月２１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和元年１１月２６日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年１１月２６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
（令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する読替）
- 2 令和元年１２月に支給する勤勉手当にあつては、第２８条第２項中の「１００分の８５」を「１００分の９５」に、「１００分の１０５」を「１００分の１１５」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和２年３月２４日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 2 令和２年３月３１日において改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が２,０００円を超える職員であつて、令和２年４月１日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（借間を含

む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和3年3月31日までの間、改正後の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。(第2号において「旧手当額」という。))から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の規定に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(外部資金獲得手当の支給の始期)

3 外部資金獲得手当については、令和3年度から支給(令和2年度に獲得した外部資金を対象)する。

附 則(令和3年11月30日)

この規程は、令和3年11月30日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則(令和4年3月29日)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(優秀教員奨励手当の支給の始期)

2 優秀教員奨励手当については、令和4年度(令和3年度の業績に基づいた教員評価結果を対象)から支給する。

附 則(令和4年6月27日)

この規程は令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年9月26日)

1 この規程は令和4年10月1日から施行する。

2 施行日前における附則において、「職員の育児休業等に関する規程第17条の2」とあるのは、「職員の育児休業等に関する規程第17条の14」と読み替える。

附 則(令和4年11月21日)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年11月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第18条の4の規定は、令和4年10月1日から、第25条第2項及び第28条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する読替)

2 令和4年12月に支給する勤勉手当にあっては、第28条第2項中の「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則(令和5年3月27日)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第30条の3及び第3

0条の4については令和4年4月1日から適用する。

- 2 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 就業規則第34条の4第1項第1号に掲げる場合に相当する職員として学長が認めた職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢
 - (2) 就業規則第34条の4第1項第2号に掲げる場合に相当する職員として学長が認めた職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 大学教員
 - (2) 就業規則第34条の4第1項の規定により同条第1項及び第2項に規定する異動期間を延長された職員
- 4 就業規則第34条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、学長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、学長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 8 附則第3項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第25条第3項及び第4項（第28条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（令和５年５月２９日）

この規程は、令和５年５月２９日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和５年９月２５日）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。ただし、第１２条の２については、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和５年１１月２７日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和５年１１月２７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。ただし、第２５条第２項及び第２８条第２項の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

（令和５年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する読替）

- 2 令和５年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当にあつては、第２５条第２項及び第２８条第２項中の「１００分の１２２．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１０２．５」を「１００分の１０５」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和６年５月２８日）

この規程は、令和６年５月２８日から施行し、第１９条の３にあつては令和６年５月１日から、第２２条の２にあつては令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和６年１１月２６日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和６年１１月２６日から施行し、令和６年１２月１日から適用する。

（令和６年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する読替）

- 2 令和６年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当にあつては、第２５条第２項及び第２８条第２項中の「１００分の１２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０５」を「１００分の１０７．５」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和７年３月２６日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当の経過措置に関する特例）

- 2 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、第１１条第３項の規定にかかわらず、次表に定める月額とする。

附則別表

		扶養親族 1 人につき
配偶者	一般職俸給表（一） 8 ～ 1 0 級 教育職俸給表（一） 5 級 医療職俸給表（二） 8 級	（支給しない）
	上記以外	3, 000 円
父母等	一般職俸給表（一） 9 級・ 1 0 級	（支給しない）
	教育職俸給表（一） 5 級 一般職俸給表（一） 8 級	3, 500 円
	医療職俸給表（二） 8 級	
	上記以外	6, 500 円
子		11, 500 円

※満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養親族（子に限る。）には 5, 000 円を加算する。

(R6. 12. 1)

20-33

79	253,900	79	295,300	79	341,500	79	380,000	79	394,800	79	414,300
80	254,200	80	295,600	80	341,900	80	380,500	80	395,000	80	414,500
81	254,500	81	295,800	81	342,300	81	381,000	81	395,200	81	414,700
82	254,800	82	296,000	82	342,800	82	381,600	82	395,500	82	415,000
83	255,100	83	296,300	83	343,300	83	382,100	83	395,800	83	415,300
84	255,400	84	296,500	84	343,800	84	382,400	84	396,000	84	415,500
85	255,700	85	296,800	85	344,100	85	382,800	85	396,200	85	415,700
86	256,000	86	297,100	86	344,500	86	383,300	86	396,500		
87	256,300	87	297,400	87	344,900	87	383,700	87	396,800		
88	256,600	88	297,700	88	345,300	88	384,100	88	397,000		
89	256,900	89	298,000	89	345,600	89	384,500	89	397,200		
90	257,200	90	298,300	90	346,000	90	385,000	90	397,500		
91	257,500	91	298,600	91	346,400	91	385,400	91	397,800		
92	257,800	92	299,000	92	346,800	92	385,800	92	398,000		
93	258,100	93	299,200	93	347,000	93	386,100	93	398,200		
		94	299,400	94	347,400						
		95	299,700	95	347,800						
		96	300,100	96	348,200						
		97	300,300	97	348,400						
		98	300,600	98	348,800						
		99	301,000	99	349,200						
		100	301,400	100	349,500						
		101	301,600	101	349,800						
		102	301,900	102	350,200						
		103	302,200	103	350,600						
		104	302,500	104	351,000						
		105	302,700	105	351,500						
		106	303,000	106	351,900						
		107	303,300	107	352,300						
		108	303,600	108	352,700						
		109	303,800	109	353,200						
		110	304,200	110	353,600						
		111	304,600	111	353,900						
		112	304,900	112	354,200						
		113	305,100	113	354,700						
		114	305,300								
		115	305,600								
		116	306,000								
		117	306,200								
		118	306,400								
		119	306,700								
		120	307,000								
		121	307,400								
		122	307,600								
		123	307,900								
		124	308,200								
		125	308,500								

一般職員俸給表（二）

(R6.12.1)

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	166,500	1	227,700	1	244,600	1	276,800	1	298,300
2	167,700	2	228,500	2	245,400	2	277,800	2	300,100
3	168,800	3	229,300	3	246,200	3	278,800	3	301,700
4	169,900	4	230,100	4	246,900	4	279,700	4	303,300
5	171,200	5	230,800	5	247,600	5	280,400	5	304,500
6	172,400	6	231,600	6	248,700	6	281,100	6	305,500
7	173,600	7	232,400	7	249,700	7	281,800	7	306,400
8	174,800	8	233,200	8	250,700	8	282,500	8	307,200
9	175,800	9	234,000	9	251,700	9	283,100	9	308,100
10	177,000	10	234,700	10	252,900	10	283,700	10	309,500
11	178,300	11	235,400	11	254,000	11	284,300	11	310,800
12	179,500	12	236,100	12	255,000	12	284,900	12	312,000
13	180,600	13	236,800	13	256,100	13	285,500	13	313,000
14	181,800	14	237,400	14	257,100	14	286,100	14	314,200
15	183,100	15	238,000	15	258,000	15	286,700	15	315,400
16	184,400	16	238,600	16	258,500	16	287,200	16	316,500
17	185,700	17	239,200	17	259,100	17	287,700	17	317,600
18	187,400	18	239,800	18	259,500	18	288,200	18	318,700
19	189,100	19	240,400	19	259,900	19	288,700	19	319,800
20	190,800	20	240,900	20	260,400	20	289,100	20	320,900
21	192,500	21	241,400	21	260,900	21	289,500	21	321,900
22	194,200	22	241,900	22	261,400	22	289,900	22	323,000
23	195,800	23	242,400	23	261,900	23	290,300	23	324,100
24	197,400	24	242,900	24	262,500	24	290,700	24	325,200
25	199,000	25	243,400	25	263,300	25	291,100	25	326,200
26	200,500	26	243,900	26	263,900	26	291,500	26	327,300
27	202,000	27	244,300	27	264,500	27	291,900	27	328,400
28	203,500	28	244,800	28	265,300	28	292,300	28	329,400
29	205,000	29	245,400	29	266,100	29	292,700	29	330,400
30	206,500	30	245,900	30	266,800	30	293,100	30	331,400
31	208,000	31	246,400	31	267,400	31	293,500	31	332,400
32	209,500	32	246,800	32	268,200	32	293,900	32	333,400
33	211,000	33	247,200	33	269,000	33	294,300	33	334,400
34	212,400	34	247,700	34	269,700	34	294,800	34	335,300
35	213,800	35	248,200	35	270,400	35	295,300	35	336,400
36	215,200	36	248,600	36	271,100	36	295,800	36	337,400
37	216,600	37	249,000	37	271,800	37	296,300	37	338,400
38	217,700	38	249,500	38	272,500	38	296,800	38	339,400
39	218,800	39	250,000	39	273,200	39	297,300	39	340,400
40	219,900	40	250,400	40	273,900	40	297,800	40	341,300
41	220,900	41	250,800	41	274,600	41	298,300	41	342,200
42	221,800	42	251,300	42	275,300	42	299,000	42	343,100
43	222,700	43	251,800	43	275,900	43	299,600	43	344,000
44	223,600	44	252,200	44	276,500	44	300,300	44	344,900
45	224,500	45	252,600	45	277,000	45	300,900	45	345,800
46	225,300	46	253,000	46	277,500	46	301,500	46	346,800
47	226,100	47	253,400	47	278,000	47	302,100	47	347,800
48	226,900	48	253,800	48	278,500	48	302,600	48	348,700
49	227,700	49	254,200	49	279,000	49	303,100	49	349,600
50	228,400	50	254,600	50	279,500	50	303,700	50	350,500
51	229,100	51	255,000	51	280,000	51	304,300	51	351,400
52	229,800	52	255,400	52	280,400	52	304,900	52	352,200
53	230,500	53	255,800	53	280,800	53	305,500	53	353,000
54	231,100	54	256,200	54	281,300	54	306,200	54	353,800
55	231,700	55	256,600	55	281,700	55	306,900	55	354,600
56	232,300	56	257,000	56	282,200	56	307,600	56	355,300
57	233,000	57	257,300	57	282,600	57	308,200	57	356,000
58	233,500	58	257,700	58	283,100	58	308,900	58	356,800
59	234,000	59	258,100	59	283,600	59	309,600	59	357,600
60	234,500	60	258,400	60	284,100	60	310,200	60	358,200
61	235,000	61	258,700	61	284,600	61	310,800	61	358,900
62	235,400	62	259,100	62	285,200	62	311,500	62	359,500
63	235,800	63	259,500	63	285,800	63	312,200	63	360,200
64	236,200	64	259,800	64	286,400	64	312,800	64	360,900
65	236,600	65	260,100	65	287,000	65	313,300	65	361,500
66	236,900	66	260,400	66	287,600	66	313,800	66	362,000
67	237,200	67	260,700	67	288,200	67	314,400	67	362,500
68	237,500	68	260,900	68	288,800	68	315,000	68	363,000
69	237,800	69	261,100	69	289,300	69	315,600	69	363,400
70	238,100	70	261,400	70	289,800	70	316,000		

71	238,400	71	261,700	71	290,300	71	316,500
72	238,700	72	261,900	72	290,800	72	317,000
73	238,900	73	262,100	73	291,300	73	317,300
74	239,200	74	262,400	74	291,800	74	317,800
75	239,500	75	262,700	75	292,200	75	318,300
76	239,700	76	262,900	76	292,600	76	318,700
77	239,900	77	263,100	77	293,000	77	318,900
78	240,200	78	263,400	78	293,400	78	319,200
79	240,500	79	263,700	79	293,800	79	319,400
80	240,700	80	263,900	80	294,200	80	319,700
81	240,900	81	264,100	81	294,600	81	320,000
82	241,200	82	264,400	82	295,000	82	320,300
83	241,500	83	264,700	83	295,400	83	320,600
84	241,700	84	264,900	84	295,900	84	320,800
85	241,900	85	265,100	85	296,200	85	321,000
86	242,200	86	265,300	86	296,700	86	321,300
87	242,500	87	265,600	87	297,200	87	321,600
88	242,700	88	265,900	88	297,700	88	321,800
89	242,900	89	266,100	89	298,000	89	322,000
90	243,200	90	266,300	90	298,500	90	322,300
91	243,500	91	266,600	91	299,000	91	322,600
92	243,700	92	266,800	92	299,300	92	322,900
93	243,900	93	267,100	93	299,700	93	323,100
94	244,200	94	267,400	94	300,200	94	323,400
95	244,500	95	267,700	95	300,700	95	323,700
96	244,700	96	267,900	96	301,200	96	323,900
97	244,900	97	268,100	97	301,500	97	324,100
98	245,200	98	268,400	98	301,900	98	324,400
99	245,400	99	268,600	99	302,400	99	324,700
100	245,700	100	268,900	100	302,900	100	324,900
101	245,900	101	269,100	101	303,300	101	325,100
102	246,100	102	269,300	102	303,700		
103	246,400	103	269,600	103	304,000		
104	246,700	104	269,900	104	304,300		
105	246,900	105	270,100	105	304,600		
106	247,200	106	270,300	106	305,000		
107	247,500	107	270,600	107	305,300		
108	247,700	108	270,800	108	305,700		
109	247,900	109	271,100	109	306,000		
110	248,200	110	271,400	110	306,400		
111	248,500	111	271,700	111	306,800		
112	248,700	112	271,900	112	307,100		
113	248,900	113	272,100	113	307,300		
114	249,200	114	272,400	114	307,600		
115	249,500	115	272,600	115	307,900		
116	249,700	116	272,800	116	308,100		
117	249,900	117	273,100	117	308,300		
118	250,200	118	273,400	118	308,600		
119	250,500	119	273,700	119	308,900		
120	250,700	120	273,900	120	309,100		
121	250,900	121	274,100	121	309,300		
		122	274,300	122	309,600		
		123	274,600	123	309,900		
		124	274,900	124	310,100		
		125	275,100	125	310,300		
		126	275,300	126	310,600		
		127	275,600	127	310,900		
		128	275,900	128	311,100		
		129	276,100	129	311,300		
		130	276,300	130	311,600		
		131	276,600	131	311,900		
		132	276,900	132	312,100		
		133	277,100	133	312,300		
		134	277,300				
		135	277,600				
		136	277,900				
		137	278,100				

別表第3

教育職員俸給表（一）

(R6. 12. 1)

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	217,800	1	261,400	1	317,100	1	358,300	1	423,100
2	220,300	2	263,600	2	319,300	2	360,900	2	425,000
3	222,700	3	265,700	3	321,500	3	363,500	3	426,800
4	225,100	4	267,600	4	323,600	4	366,000	4	428,500
5	227,500	5	269,400	5	325,700	5	368,400	5	430,200
6	229,900	6	270,900	6	327,600	6	370,800	6	432,100
7	232,400	7	272,400	7	329,400	7	373,300	7	434,000
8	234,800	8	273,900	8	331,200	8	375,700	8	435,800
9	237,200	9	275,700	9	333,000	9	378,200	9	437,200
10	239,000	10	277,700	10	334,900	10	380,700	10	439,100
11	240,800	11	279,700	11	336,700	11	383,200	11	441,000
12	242,600	12	281,700	12	338,500	12	385,600	12	442,900
13	244,300	13	283,700	13	340,300	13	388,000	13	444,300
14	245,900	14	285,900	14	341,900	14	389,600	14	446,200
15	247,500	15	288,000	15	343,500	15	391,100	15	448,100
16	249,000	16	290,100	16	345,000	16	392,600	16	450,000
17	250,500	17	292,000	17	346,500	17	393,600	17	451,700
18	251,900	18	294,700	18	348,100	18	395,300	18	453,500
19	253,200	19	297,400	19	349,700	19	396,700	19	455,300
20	254,600	20	300,000	20	351,300	20	398,000	20	457,100
21	255,900	21	302,600	21	352,700	21	399,200	21	459,100
22	257,400	22	305,000	22	354,700	22	400,200	22	461,300
23	258,900	23	307,400	23	356,700	23	401,200	23	463,700
24	260,400	24	309,600	24	358,700	24	402,200	24	466,000
25	261,900	25	311,800	25	360,500	25	403,100	25	468,000
26	263,600	26	313,800	26	362,100	26	404,200	26	470,100
27	265,300	27	315,800	27	363,700	27	405,300	27	472,200
28	267,000	28	317,800	28	365,300	28	406,400	28	474,200
29	268,600	29	319,800	29	366,600	29	407,500	29	476,200
30	270,500	30	321,700	30	368,100	30	408,600	30	478,500
31	272,400	31	323,600	31	369,500	31	409,700	31	480,700
32	274,300	32	325,500	32	370,800	32	410,800	32	482,600
33	276,100	33	327,300	33	372,100	33	411,900	33	484,500
34	277,300	34	329,200	34	373,300	34	413,000	34	486,600
35	278,500	35	331,100	35	374,500	35	414,100	35	488,800
36	279,600	36	333,000	36	375,600	36	415,300	36	490,800
37	280,600	37	334,700	37	376,700	37	416,300	37	492,900
38	281,600	38	335,900	38	378,100	38	417,400	38	494,900
39	282,600	39	337,000	39	379,400	39	418,500	39	496,800
40	283,600	40	338,100	40	380,700	40	419,700	40	498,700
41	284,600	41	338,700	41	382,000	41	420,600	41	500,700
42	285,700	42	339,100	42	383,300	42	421,700	42	502,600
43	286,800	43	339,500	43	384,600	43	422,800	43	504,300
44	287,700	44	339,900	44	385,900	44	423,800	44	506,200
45	288,600	45	340,500	45	387,200	45	424,800	45	508,100
46	289,600	46	341,000	46	388,400	46	425,900	46	509,900
47	290,600	47	341,500	47	389,600	47	427,000	47	511,700
48	291,500	48	341,900	48	390,700	48	428,100	48	513,500
49	292,400	49	342,300	49	391,800	49	429,100	49	515,200
50	292,900	50	342,700	50	393,000	50	430,300	50	516,900
51	293,300	51	343,100	51	394,100	51	431,500	51	518,700
52	293,900	52	343,500	52	395,200	52	432,700	52	520,500
53	294,300	53	343,900	53	396,300	53	433,400	53	522,000
54	294,700	54	344,300	54	397,500	54	434,300	54	523,600
55	295,000	55	344,700	55	398,700	55	435,200	55	525,300
56	295,400	56	345,100	56	399,800	56	436,000	56	526,900
57	295,800	57	345,500	57	400,800	57	436,800	57	528,500
58	296,300	58	345,900	58	401,800	58	437,700	58	529,800
59	296,800	59	346,300	59	402,800	59	438,600	59	531,100
60	297,200	60	346,700	60	403,700	60	439,400	60	532,300
61	297,600	61	347,100	61	404,900	61	440,100	61	533,500
62	298,000	62	347,500	62	406,300	62	441,000	62	534,500
63	298,400	63	347,900	63	407,700	63	442,000	63	535,500
64	298,800	64	348,300	64	409,100	64	442,900	64	536,500
65	299,200	65	348,700	65	409,900	65	443,800	65	537,100
66	299,600	66	349,100	66	410,900	66	444,700	66	538,000
67	300,000	67	349,500	67	411,900	67	445,700	67	538,900
68	300,400	68	349,900	68	413,000	68	446,600	68	539,800

69	300,800	69	350,300	69	413,900	69	447,600	69	540,700
70	301,200	70	350,800	70	414,700	70	448,600	70	541,500
71	301,600	71	351,200	71	415,500	71	449,500	71	542,200
72	302,000	72	351,600	72	416,200	72	450,500	72	542,700
73	302,400	73	351,900	73	416,900	73	451,400	73	543,400
74	302,800	74	352,400	74	417,800	74	452,300	74	543,900
75	303,200	75	352,800	75	418,600	75	453,200	75	544,700
76	303,600	76	353,200	76	419,200	76	454,200	76	545,300
77	303,900	77	353,600	77	419,800	77	455,000	77	545,800
78	304,300	78	354,100	78	420,300	78	455,400	78	546,400
79	304,700	79	354,600	79	420,700	79	456,000	79	547,000
80	305,100	80	355,100	80	421,100	80	456,600	80	547,600
81	305,400	81	355,600	81	421,400	81	457,300	81	548,200
82	305,800	82	356,300	82	421,800	82	458,000		
83	306,200	83	357,000	83	422,100	83	458,300		
84	306,600	84	357,700	84	422,500	84	458,900		
85	306,900	85	358,300	85	422,800	85	459,300		
86	307,300	86	358,900	86	423,200	86	459,700		
87	307,700	87	359,500	87	423,600	87	460,100		
88	308,100	88	360,100	88	424,000	88	460,400		
89	308,500	89	360,600	89	424,300	89	460,700		
90	308,900	90	361,000	90	424,600	90	461,100		
91	309,300	91	361,400	91	425,000	91	461,500		
92	309,700	92	361,800	92	425,300	92	461,800		
93	310,100	93	362,200	93	425,600	93	462,100		
94	310,600	94	362,600	94	426,000	94	462,500		
95	311,100	95	363,100	95	426,300	95	462,800		
96	311,500	96	363,500	96	426,600	96	463,100		
97	311,900	97	364,100	97	426,900	97	463,400		
98	312,400	98	364,600	98	427,200	98	463,800		
99	312,900	99	365,000	99	427,500	99	464,100		
100	313,500	100	365,500	100	427,800	100	464,400		
101	313,800	101	365,900	101	428,100	101	464,700		
102	314,100	102	366,400	102	428,400				
103	314,400	103	366,700	103	428,700				
104	314,700	104	367,100	104	429,000				
105	315,000	105	367,600	105	429,300				
106	315,300	106	368,000	106	429,600				
107	315,600	107	368,500	107	429,900				
108	315,800	108	369,000	108	430,200				
109	316,100	109	369,400	109	430,500				
110	316,400	110	369,900	110	430,800				
111	316,800	111	370,300	111	431,100				
112	317,200	112	370,700	112	431,400				
113	317,500	113	371,100	113	431,700				
114	317,900	114	371,500	114	432,000				
115	318,200	115	371,900	115	432,300				
116	318,500	116	372,300	116	432,600				
117	318,700	117	372,700	117	432,800				
118	319,000	118	373,100						
119	319,400	119	373,500						
120	319,800	120	373,900						
121	320,000	121	374,200						
122	320,300	122	374,600						
123	320,600	123	375,100						
124	321,000	124	375,400						
125	321,200	125	375,800						
126	321,400	126	376,300						
127	321,700	127	376,800						
128	322,000	128	377,200						
129	322,200	129	377,600						
130	322,500	130	378,100						
131	322,900	131	378,600						
132	323,100	132	379,100						
133	323,300	133	379,600						
134	323,600	134	380,100						
135	324,000	135	380,600						
136	324,200	136	381,100						
137	324,400	137	381,600						
138	324,600	138	382,100						
139	324,800	139	382,600						
140	325,100	140	383,100						
141	325,500	141	383,600						
142	325,800								

143	326, 100
144	326, 400
145	326, 800
146	327, 100
147	327, 300
148	327, 600
149	328, 000
150	328, 300
151	328, 600
152	328, 800
153	329, 100
154	329, 400
155	329, 700
156	330, 000
157	330, 200

教育職員俸給表（二）

(R6. 12. 1)

1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	199,900	1	246,300	1	298,200	1	354,600	1	423,900
2	202,200	2	247,800	2	300,000	2	356,000	2	425,700
3	204,500	3	249,200	3	301,800	3	357,400	3	427,500
4	206,700	4	250,600	4	303,600	4	358,800	4	429,100
5	208,900	5	252,000	5	305,400	5	360,200	5	430,600
6	211,200	6	253,200	6	307,200	6	361,500	6	432,100
7	213,400	7	254,400	7	309,000	7	362,800	7	433,900
8	215,600	8	255,600	8	310,700	8	364,100	8	435,700
9	217,800	9	257,000	9	312,400	9	365,300	9	437,400
10	220,000	10	258,200	10	314,200	10	366,800	10	439,200
11	222,200	11	259,500	11	316,000	11	368,300	11	441,100
12	224,400	12	260,800	12	317,800	12	369,700	12	442,900
13	226,600	13	262,100	13	319,700	13	371,000	13	444,600
14	228,700	14	264,000	14	321,500	14	372,500	14	446,500
15	230,800	15	265,800	15	323,300	15	374,000	15	448,300
16	232,900	16	267,600	16	325,000	16	375,400	16	450,200
17	235,000	17	269,300	17	326,600	17	376,800	17	451,900
18	236,800	18	271,500	18	328,500	18	378,300	18	453,700
19	238,500	19	273,700	19	330,400	19	379,700	19	455,500
20	240,200	20	275,900	20	332,300	20	381,100	20	457,300
21	241,900	21	278,100	21	334,100	21	382,500	21	458,900
22	243,200	22	280,300	22	336,100	22	384,000	22	460,600
23	244,500	23	282,500	23	337,900	23	385,500	23	462,500
24	245,800	24	284,600	24	339,700	24	386,900	24	464,200
25	247,000	25	286,600	25	341,400	25	388,200	25	465,900
26	248,200	26	288,500	26	343,100	26	389,700	26	467,500
27	249,400	27	290,400	27	344,700	27	391,200	27	469,000
28	250,600	28	292,200	28	346,300	28	392,700	28	470,500
29	251,700	29	294,000	29	347,900	29	394,100	29	472,000
30	252,900	30	295,900	30	349,200	30	395,600	30	473,300
31	254,100	31	297,700	31	350,400	31	397,100	31	474,600
32	255,300	32	299,400	32	351,600	32	398,600	32	475,900
33	256,400	33	301,100	33	352,900	33	400,000	33	477,100
34	257,700	34	302,900	34	354,500	34	401,600	34	477,800
35	259,000	35	304,600	35	356,100	35	403,200	35	478,500
36	260,300	36	306,200	36	357,600	36	404,700	36	479,200
37	261,700	37	307,800	37	359,100	37	405,900	37	479,800
38	263,100	38	309,500	38	360,700	38	407,300		
39	264,400	39	311,300	39	362,300	39	408,700		
40	265,700	40	313,000	40	363,800	40	410,000		
41	267,000	41	314,300	41	365,300	41	411,600		
42	268,000	42	316,200	42	366,900	42	413,000		
43	269,000	43	318,000	43	368,500	43	414,300		
44	269,900	44	319,700	44	370,000	44	415,700		
45	270,600	45	321,400	45	371,500	45	417,100		
46	271,400	46	323,300	46	373,100	46	418,400		
47	272,200	47	325,000	47	374,700	47	419,900		
48	273,000	48	326,700	48	376,200	48	421,400		
49	273,800	49	328,400	49	377,700	49	423,000		
50	274,600	50	330,200	50	379,200	50	424,400		
51	275,300	51	332,000	51	380,700	51	426,000		
52	276,100	52	333,700	52	382,100	52	427,500		
53	276,900	53	335,400	53	383,500	53	429,200		
54	277,700	54	336,700	54	385,000	54	430,700		
55	278,500	55	338,000	55	386,400	55	432,300		
56	279,300	56	339,300	56	387,800	56	433,900		
57	280,000	57	340,800	57	389,300	57	435,400		
58	280,600	58	342,400	58	390,900	58	436,900		
59	281,400	59	343,900	59	392,500	59	438,100		
60	282,300	60	345,500	60	393,900	60	439,300		
61	283,100	61	347,000	61	395,100	61	440,500		
62	283,700	62	348,600	62	396,500	62	441,800		
63	284,500	63	350,200	63	397,900	63	443,000		
64	285,200	64	351,700	64	399,200	64	444,200		
65	286,200	65	353,200	65	400,400	65	445,300		
66	287,000	66	354,800	66	401,600	66	446,500		
67	287,800	67	356,400	67	402,900	67	447,700		
68	288,500	68	357,900	68	404,200	68	448,900		

69	289, 200	69	359, 400	69	405, 500	69	450, 100
70	290, 000	70	361, 000	70	406, 800	70	451, 300
71	290, 800	71	362, 600	71	408, 200	71	452, 500
72	291, 500	72	364, 100	72	409, 400	72	453, 700
73	292, 200	73	365, 600	73	410, 600	73	454, 800
74	292, 900	74	367, 200	74	412, 000	74	455, 400
75	293, 600	75	368, 800	75	413, 400	75	455, 900
76	294, 200	76	370, 300	76	414, 700	76	456, 400
77	294, 800	77	371, 800	77	415, 900	77	456, 900
78	295, 500	78	373, 200	78	417, 100		
79	296, 200	79	374, 600	79	418, 400		
80	296, 800	80	375, 900	80	419, 800		
81	297, 400	81	377, 200	81	421, 100		
82	298, 100	82	378, 600	82	422, 300		
83	298, 800	83	380, 000	83	423, 300		
84	299, 500	84	381, 300	84	424, 500		
85	300, 200	85	382, 400	85	425, 700		
86	301, 000	86	383, 800	86	426, 800		
87	301, 700	87	385, 100	87	428, 000		
88	302, 400	88	386, 400	88	429, 000		
89	303, 100	89	387, 600	89	430, 100		
90	304, 000	90	388, 900	90	431, 100		
91	304, 800	91	390, 000	91	432, 100		
92	305, 600	92	391, 200	92	433, 100		
93	306, 100	93	392, 400	93	434, 000		
94	306, 900	94	393, 500	94	434, 800		
95	307, 700	95	394, 700	95	435, 600		
96	308, 500	96	395, 900	96	436, 400		
97	309, 200	97	397, 300	97	437, 100		
98	310, 000	98	398, 300	98	437, 500		
99	310, 800	99	399, 300	99	437, 900		
100	311, 500	100	400, 300	100	438, 300		
101	312, 300	101	401, 200	101	438, 700		
102	313, 200	102	402, 200	102	439, 000		
103	314, 100	103	403, 300	103	439, 300		
104	314, 900	104	404, 400	104	439, 500		
105	315, 500	105	405, 100	105	439, 800		
106	316, 300	106	406, 000	106	440, 100		
107	317, 100	107	406, 900	107	440, 400		
108	317, 900	108	407, 800	108	440, 600		
109	318, 600	109	408, 600	109	440, 800		
110	319, 000	110	409, 400	110	441, 100		
111	319, 400	111	410, 200	111	441, 400		
112	319, 900	112	411, 000	112	441, 600		
113	320, 400	113	411, 600	113	441, 800		
114	320, 800	114	412, 300	114	442, 100		
115	321, 300	115	413, 000	115	442, 400		
116	321, 700	116	413, 700	116	442, 600		
117	322, 200	117	414, 300	117	442, 800		
118	322, 700	118	414, 800				
119	323, 100	119	415, 200				
120	323, 600	120	415, 500				
121	324, 100	121	415, 800				
122	324, 500	122	416, 100				
123	325, 000	123	416, 400				
124	325, 500	124	416, 600				
125	326, 100	125	416, 800				
126	326, 400	126	417, 100				
127	326, 700	127	417, 400				
128	327, 000	128	417, 600				
129	327, 200	129	417, 800				
130	327, 500	130	418, 100				
131	327, 800	131	418, 400				
132	328, 000	132	418, 600				
133	328, 200	133	418, 800				
134	328, 400	134	419, 100				
135	328, 600	135	419, 400				
136	328, 900	136	419, 600				
137	329, 200	137	419, 800				
138	329, 400	138	420, 100				
139	329, 700	139	420, 400				
140	330, 000	140	420, 600				
141	330, 200	141	420, 800				
142	330, 400	142	421, 100				

143	330,700	143	421,400
144	330,900	144	421,600
145	331,200	145	421,800
146	331,400		
147	331,700		
148	332,000		
149	332,200		
150	332,400		
151	332,700		
152	333,000		
153	333,200		

備考 教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長又は教頭のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額、この表の額に7,700円を加算した額とする。

教育職員俸給表(三)

(R6. 12. 1)

1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	199,900	1	220,700	1	298,200	1	323,900	1	413,600
2	202,200	2	223,100	2	300,000	2	326,000	2	415,100
3	204,500	3	225,500	3	301,800	3	328,100	3	416,600
4	206,700	4	227,900	4	303,600	4	330,200	4	418,000
5	208,900	5	230,300	5	305,400	5	332,200	5	419,300
6	211,200	6	232,700	6	307,200	6	334,300	6	420,700
7	213,400	7	235,100	7	309,000	7	336,400	7	422,100
8	215,600	8	237,500	8	310,700	8	338,500	8	423,500
9	217,800	9	239,900	9	312,400	9	340,500	9	424,900
10	220,000	10	241,500	10	314,200	10	342,600	10	426,300
11	222,200	11	243,100	11	316,000	11	344,700	11	427,700
12	224,400	12	244,700	12	317,800	12	346,700	12	429,000
13	226,600	13	246,300	13	319,700	13	348,700	13	430,300
14	228,700	14	247,800	14	321,500	14	350,200	14	431,700
15	230,800	15	249,200	15	323,300	15	351,700	15	433,100
16	232,900	16	250,600	16	325,000	16	353,200	16	434,500
17	235,000	17	252,000	17	326,600	17	354,600	17	435,700
18	236,800	18	253,200	18	328,500	18	356,000	18	437,000
19	238,500	19	254,400	19	330,400	19	357,400	19	438,200
20	240,200	20	255,600	20	332,300	20	358,800	20	439,500
21	241,900	21	257,000	21	334,100	21	360,200	21	440,600
22	243,200	22	258,200	22	336,100	22	361,500	22	441,700
23	244,500	23	259,500	23	337,900	23	362,800	23	442,900
24	245,800	24	260,800	24	339,700	24	364,100	24	444,100
25	247,000	25	262,100	25	341,400	25	365,300	25	445,400
26	248,100	26	264,000	26	343,100	26	366,600	26	446,600
27	249,200	27	265,800	27	344,700	27	367,800	27	447,600
28	250,300	28	267,600	28	346,300	28	369,000	28	448,700
29	251,500	29	269,300	29	347,900	29	370,200	29	449,900
30	252,800	30	271,500	30	349,200	30	371,400	30	450,700
31	254,000	31	273,700	31	350,400	31	372,600	31	451,500
32	255,200	32	275,900	32	351,600	32	373,700	32	452,400
33	256,300	33	278,100	33	352,900	33	374,800	33	453,300
34	257,500	34	280,300	34	354,300	34	376,000	34	453,800
35	258,700	35	282,500	35	355,700	35	377,200	35	454,300
36	259,900	36	284,600	36	357,000	36	378,300	36	454,800
37	261,100	37	286,600	37	358,300	37	379,400	37	455,300
38	262,300	38	288,500	38	359,700	38	380,600		
39	263,500	39	290,400	39	361,100	39	381,800		
40	264,700	40	292,200	40	362,400	40	382,900		
41	265,900	41	294,000	41	363,700	41	384,000		
42	267,000	42	295,900	42	365,100	42	385,200		
43	268,100	43	297,700	43	366,400	43	386,400		
44	269,200	44	299,400	44	367,700	44	387,500		
45	270,200	45	301,100	45	369,000	45	388,600		
46	271,000	46	302,900	46	370,200	46	389,800		
47	271,800	47	304,600	47	371,400	47	391,000		
48	272,600	48	306,200	48	372,600	48	392,200		
49	273,300	49	307,800	49	373,800	49	393,400		
50	274,100	50	309,500	50	375,000	50	394,700		
51	274,800	51	311,300	51	376,200	51	395,900		
52	275,500	52	313,000	52	377,400	52	397,100		
53	276,300	53	314,300	53	378,500	53	398,300		
54	277,100	54	316,200	54	379,700	54	399,600		
55	277,900	55	318,000	55	380,900	55	400,600		
56	278,600	56	319,700	56	382,100	56	401,700		
57	279,300	57	321,400	57	383,200	57	402,900		
58	280,100	58	323,300	58	384,500	58	404,100		
59	280,900	59	325,000	59	385,800	59	405,300		
60	281,600	60	326,700	60	387,000	60	406,500		
61	282,200	61	328,400	61	387,900	61	407,600		
62	282,900	62	330,200	62	389,100	62	408,600		
63	283,600	63	332,000	63	390,100	63	409,900		
64	284,200	64	333,700	64	391,200	64	411,100		
65	284,900	65	335,400	65	392,000	65	412,300		
66	285,600	66	336,700	66	393,100	66	413,400		
67	286,300	67	338,000	67	394,100	67	414,500		
68	287,000	68	339,300	68	395,100	68	415,600		

69	287, 700	69	340, 800	69	396, 200	69	416, 600
70	288, 500	70	342, 300	70	397, 200	70	417, 800
71	289, 200	71	343, 800	71	398, 300	71	419, 000
72	289, 900	72	345, 300	72	399, 400	72	420, 200
73	290, 400	73	346, 700	73	400, 400	73	420, 800
74	291, 100	74	348, 200	74	401, 500	74	421, 600
75	291, 800	75	349, 700	75	402, 600	75	422, 300
76	292, 400	76	351, 200	76	403, 600	76	422, 800
77	293, 000	77	352, 600	77	404, 500	77	423, 100
78	293, 700	78	354, 100	78	405, 400	78	423, 400
79	294, 300	79	355, 600	79	406, 400	79	423, 800
80	294, 900	80	357, 100	80	407, 400	80	424, 200
81	295, 500	81	358, 500	81	408, 200	81	424, 500
82	296, 100	82	359, 800	82	409, 000	82	424, 900
83	296, 700	83	361, 100	83	409, 700	83	425, 200
84	297, 300	84	362, 300	84	410, 500	84	425, 500
85	297, 800	85	363, 500	85	411, 200	85	425, 800
86	298, 300	86	364, 700	86	411, 800	86	426, 200
87	298, 800	87	365, 900	87	412, 500	87	426, 500
88	299, 300	88	367, 000	88	413, 200	88	426, 800
89	299, 700	89	368, 100	89	413, 800	89	427, 100
90	300, 300	90	369, 200	90	414, 500	90	427, 400
91	300, 800	91	370, 300	91	415, 000	91	427, 700
92	301, 300	92	371, 400	92	415, 600	92	427, 900
93	301, 600	93	372, 500	93	416, 000	93	428, 100
94	302, 100	94	373, 700	94	416, 400		
95	302, 600	95	374, 800	95	416, 700		
96	303, 000	96	375, 900	96	417, 000		
97	303, 400	97	376, 900	97	417, 200		
98	303, 900	98	377, 900	98	417, 500		
99	304, 400	99	378, 800	99	417, 800		
100	304, 800	100	379, 700	100	418, 000		
101	305, 200	101	380, 500	101	418, 200		
102	305, 600	102	381, 500	102	418, 500		
103	306, 000	103	382, 400	103	418, 800		
104	306, 300	104	383, 300	104	419, 000		
105	306, 500	105	384, 100	105	419, 200		
106	306, 800	106	385, 000	106	419, 500		
107	307, 100	107	385, 900	107	419, 800		
108	307, 300	108	386, 800	108	420, 000		
109	307, 500	109	387, 600	109	420, 200		
110	307, 700	110	388, 600	110	420, 500		
111	308, 000	111	389, 500	111	420, 800		
112	308, 300	112	390, 400	112	421, 000		
113	308, 500	113	391, 000	113	421, 200		
114	308, 700	114	391, 900	114	421, 500		
115	308, 900	115	392, 800	115	421, 800		
116	309, 200	116	393, 700	116	422, 000		
117	309, 500	117	394, 500	117	422, 200		
118	309, 700	118	395, 200				
119	310, 000	119	396, 000				
120	310, 300	120	396, 800				
121	310, 500	121	397, 400				
122	310, 700	122	398, 100				
123	310, 900	123	398, 800				
124	311, 200	124	399, 400				
125	311, 500	125	400, 000				
		126	400, 700				
		127	401, 200				
		128	401, 800				
		129	402, 400				
		130	403, 000				
		131	403, 500				
		132	404, 000				
		133	404, 300				
		134	404, 600				
		135	404, 900				
		136	405, 200				
		137	405, 500				
		138	405, 800				
		139	406, 100				
		140	406, 400				
		141	406, 700				
		142	407, 000				

143	407,300
144	407,600
145	407,800
146	408,100
147	408,400
148	408,600
149	408,800
150	409,100
151	409,400
152	409,600
153	409,800
154	410,100
155	410,400
156	410,600
157	410,800

備考 教育学部附属小学校，中学校又は幼稚園に勤務する副校長、副園長又は教頭のうち，その職務の級が3級である者の俸給月額，この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第6

医療職員俸給表（二）

(R6.12.1)

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	188,600	1	227,400	1	258,500	1	278,600	1	303,500	1	341,100	1	379,500	1	443,900
2	190,700	2	228,700	2	259,700	2	279,400	2	305,000	2	342,800	2	381,800	2	446,500
3	192,800	3	230,000	3	260,800	3	280,200	3	306,500	3	344,500	3	384,100	3	449,000
4	194,900	4	231,300	4	261,900	4	281,000	4	308,000	4	346,100	4	386,400	4	451,600
5	196,900	5	232,500	5	263,000	5	281,800	5	309,500	5	347,700	5	388,700	5	454,000
6	198,900	6	233,600	6	263,800	6	282,600	6	310,900	6	349,400	6	391,300	6	456,500
7	200,900	7	234,600	7	264,600	7	283,400	7	312,300	7	351,000	7	393,900	7	459,000
8	202,700	8	235,600	8	265,400	8	284,100	8	313,700	8	352,600	8	396,500	8	461,500
9	204,500	9	236,700	9	266,200	9	284,800	9	315,000	9	354,200	9	398,600	9	463,900
10	206,400	10	237,900	10	267,000	10	285,500	10	316,400	10	355,900	10	400,800	10	466,300
11	208,300	11	239,200	11	267,800	11	286,200	11	317,800	11	357,600	11	403,000	11	468,900
12	210,400	12	240,500	12	268,600	12	287,000	12	319,200	12	359,200	12	405,200	12	471,300
13	212,100	13	241,800	13	269,400	13	287,800	13	320,600	13	360,700	13	407,200	13	473,800
14	214,100	14	243,100	14	270,200	14	288,600	14	322,200	14	362,400	14	409,200	14	475,300
15	216,300	15	244,400	15	271,000	15	289,400	15	323,700	15	364,000	15	411,200	15	476,600
16	218,400	16	245,600	16	271,800	16	290,100	16	325,200	16	365,600	16	413,200	16	477,900
17	220,500	17	246,800	17	272,600	17	290,800	17	326,700	17	367,200	17	415,000	17	479,100
18	221,600	18	248,000	18	273,400	18	291,900	18	328,300	18	368,800	18	416,900	18	480,400
19	222,700	19	249,200	19	274,200	19	293,000	19	329,800	19	370,400	19	418,800	19	481,700
20	223,800	20	250,400	20	275,000	20	294,200	20	331,300	20	372,000	20	420,600	20	483,000
21	224,900	21	251,500	21	275,800	21	295,400	21	332,800	21	373,600	21	422,400	21	484,200
22	225,800	22	252,400	22	276,600	22	296,600	22	334,400	22	375,600	22	424,000	22	485,600
23	226,700	23	253,200	23	277,400	23	297,800	23	335,900	23	377,600	23	425,600	23	487,000
24	227,600	24	254,000	24	278,200	24	299,000	24	337,400	24	379,600	24	427,100	24	488,200
25	228,500	25	254,800	25	279,000	25	300,200	25	338,900	25	381,000	25	428,600	25	489,600
26	229,400	26	255,600	26	279,900	26	301,400	26	340,500	26	382,700	26	429,900	26	490,900
27	230,300	27	256,400	27	280,800	27	302,600	27	342,100	27	384,400	27	431,200	27	492,300
28	231,200	28	257,200	28	281,600	28	303,800	28	343,600	28	386,100	28	432,500	28	493,700
29	232,100	29	258,000	29	282,400	29	305,000	29	344,900	29	387,800	29	433,800	29	495,100
30	233,000	30	258,800	30	283,300	30	306,200	30	346,400	30	389,300	30	435,000	30	496,200
31	233,900	31	259,600	31	284,200	31	307,300	31	347,900	31	390,800	31	436,200	31	497,300
32	234,800	32	260,400	32	285,000	32	308,500	32	349,400	32	392,300	32	437,300	32	498,400
33	235,600	33	261,200	33	285,800	33	309,800	33	350,900	33	393,600	33	438,500	33	499,500
34	236,400	34	262,000	34	286,900	34	311,000	34	352,400	34	394,900	34	439,600	34	500,400
35	237,200	35	262,700	35	287,900	35	312,200	35	353,900	35	396,200	35	440,800	35	501,300
36	238,000	36	263,500	36	288,900	36	313,400	36	355,300	36	397,300	36	442,000	36	502,200
37	238,800	37	264,400	37	289,900	37	314,600	37	356,700	37	398,400	37	443,100	37	503,200
38	239,600	38	265,200	38	291,000	38	315,700	38	358,300	38	399,500	38	443,900		
39	240,400	39	266,000	39	292,000	39	316,900	39	359,800	39	400,600	39	444,300		
40	241,200	40	266,800	40	293,000	40	318,100	40	361,300	40	401,700	40	445,000		
41	241,800	41	267,600	41	294,000	41	319,300	41	362,500	41	402,500	41	445,500		
42	242,400	42	268,400	42	295,000	42	320,600	42	363,600	42	403,300	42	445,900		
43	243,000	43	269,200	43	296,000	43	321,900	43	364,800	43	404,100	43	446,300		
44	243,500	44	270,000	44	297,000	44	323,100	44	365,900	44	404,900	44	446,700		
45	244,000	45	270,700	45	298,000	45	324,000	45	366,900	45	405,300	45	447,100		
46	244,600	46	271,500	46	299,200	46	325,200	46	367,700	46	405,900	46	447,500		
47	245,100	47	272,300	47	300,300	47	326,400	47	368,700	47	406,400	47	447,900		
48	245,500	48	273,100	48	301,400	48	327,600	48	369,800	48	406,800	48	448,200		
49	245,900	49	273,800	49	302,500	49	328,700	49	370,800	49	407,200	49	448,500		
50	246,400	50	274,600	50	303,600	50	329,700	50	371,800	50	407,400	50	448,900		
51	246,900	51	275,300	51	304,700	51	330,700	51	372,800	51	407,700	51	449,200		
52	247,400	52	276,000	52	305,800	52	331,600	52	373,700	52	408,000	52	449,500		
53	247,700	53	276,700	53	306,900	53	332,500	53	374,500	53	408,300	53	449,800		
54	248,000	54	277,400	54	308,000	54	333,500	54	375,300	54	408,600				
55	248,300	55	278,100	55	309,100	55	334,500	55	376,200	55	408,900				
56	248,600	56	278,800	56	310,200	56	335,400	56	377,000	56	409,200				
57	248,900	57	279,500	57	311,200	57	335,900	57	377,500	57	409,400				
58	249,200	58	280,200	58	312,200	58	336,800	58	378,300	58	409,700				
59	249,500	59	280,900	59	313,200	59	337,500	59	379,100	59	410,000				
60	249,800	60	281,500	60	314,200	60	338,400	60	379,900	60	410,300				
61	250,100	61	282,100	61	315,200	61	339,100	61	380,300	61	410,500				
62	250,400	62	282,800	62	316,200	62	339,400	62	381,000	62	410,800				
63	250,700	63	283,500	63	317,200	63	339,900	63	381,700	63	411,100				
64	251,000	64	284,100	64	318,100	64	340,500	64	382,300	64	411,400				
65	251,300	65	284,700	65	319,000	65	341,100	65	382,700	65	411,600				
66	251,600	66	285,400	66	319,800	66	341,800	66	383,200						
67	251,900	67	286,100	67	320,500	67	342,500	67	383,800						
68	252,200	68	286,700	68	321,200	68	343,100	68	384,400						

69	252,500	69	287,300	69	321,800	69	343,800	69	384,800
70	252,800	70	288,000	70	322,500	70	344,300	70	385,300
71	253,100	71	288,700	71	323,100	71	344,900	71	385,800
72	253,300	72	289,300	72	323,700	72	345,500	72	386,300
73	253,500	73	289,900	73	324,300	73	345,800	73	386,900
74	253,800	74	290,400	74	324,500	74	346,400	74	387,400
75	254,100	75	290,800	75	325,000	75	346,900	75	388,000
76	254,300	76	291,200	76	325,500	76	347,400	76	388,600
77	254,500	77	291,600	77	326,100	77	347,900	77	389,100
78	254,800	78	291,900	78	326,600	78	348,400	78	389,600
79	255,100	79	292,200	79	327,100	79	348,900	79	390,100
80	255,300	80	292,500	80	327,500	80	349,300	80	390,600
81	255,500	81	292,800	81	328,100	81	349,600	81	390,900
82	255,800	82	293,100	82	328,600	82	349,900	82	391,400
83	256,100	83	293,400	83	329,000	83	350,100	83	391,800
84	256,300	84	293,700	84	329,500	84	350,400	84	392,200
85	256,500	85	293,900	85	330,000	85	350,900	85	392,600
		86	294,100	86	330,400	86	351,200		
		87	294,300	87	330,600	87	351,500		
		88	294,500	88	330,900	88	351,800		
		89	294,900	89	331,300	89	352,200		
		90	295,100	90	331,700	90	352,500		
		91	295,300	91	332,000	91	352,800		
		92	295,500	92	332,300	92	353,100		
		93	295,900	93	332,600	93	353,500		
		94	296,100	94	332,800	94	353,800		
		95	296,300	95	333,200	95	354,100		
		96	296,600	96	333,500	96	354,400		
		97	296,900	97	333,700	97	354,700		
		98	297,100	98	334,000	98	355,100		
		99	297,300	99	334,300	99	355,500		
		100	297,600	100	334,600	100	355,900		
		101	297,900	101	334,800	101	356,400		
		102	298,100	102	335,100	102	356,800		
		103	298,300	103	335,400	103	357,200		
		104	298,600	104	335,600	104	357,600		
		105	298,900	105	335,800	105	358,100		
				106	336,000				
				107	336,400				
				108	336,600				
				109	336,800				
				110	337,200				
				111	337,600				
				112	338,000				
				113	338,200				

別表第7

医療職員俸給表（三）

(R6. 12. 1)

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	207,700	1	240,600	1	277,600	1	293,000	1	310,300	1	342,200	1	381,000
2	209,600	2	242,800	2	278,700	2	293,600	2	311,500	2	343,900	2	383,600
3	211,400	3	245,000	3	279,800	3	294,200	3	312,700	3	345,600	3	386,300
4	213,100	4	247,200	4	280,800	4	294,700	4	313,800	4	347,300	4	388,900
5	214,800	5	249,400	5	281,800	5	295,200	5	314,900	5	349,000	5	391,100
6	216,700	6	250,400	6	282,300	6	295,800	6	316,000	6	350,700	6	393,300
7	218,500	7	251,300	7	282,800	7	296,400	7	317,100	7	352,400	7	395,600
8	220,200	8	252,200	8	283,300	8	296,900	8	318,200	8	354,000	8	397,900
9	221,900	9	253,100	9	283,800	9	297,400	9	319,300	9	355,500	9	399,800
10	223,900	10	254,300	10	284,300	10	298,000	10	320,300	10	357,200	10	401,900
11	225,800	11	255,400	11	284,800	11	298,600	11	321,300	11	358,900	11	404,100
12	227,700	12	256,300	12	285,300	12	299,100	12	322,300	12	360,600	12	406,300
13	229,600	13	257,100	13	285,800	13	299,600	13	323,300	13	362,000	13	408,200
14	231,600	14	257,800	14	286,300	14	300,200	14	324,500	14	363,700	14	410,200
15	233,600	15	258,500	15	286,800	15	300,800	15	325,700	15	365,400	15	412,300
16	235,600	16	259,400	16	287,300	16	301,300	16	326,900	16	367,100	16	414,300
17	237,600	17	260,500	17	287,800	17	301,800	17	328,000	17	368,900	17	416,300
18	239,600	18	261,600	18	288,300	18	302,500	18	329,200	18	370,900	18	418,500
19	241,700	19	262,700	19	288,800	19	303,200	19	330,300	19	372,900	19	420,700
20	243,700	20	263,800	20	289,300	20	303,900	20	331,400	20	374,900	20	422,800
21	245,600	21	264,900	21	289,800	21	304,600	21	332,500	21	376,600	21	424,700
22	246,800	22	266,000	22	290,300	22	305,500	22	333,700	22	378,700	22	426,600
23	248,000	23	267,100	23	290,800	23	306,400	23	334,800	23	380,800	23	428,400
24	249,100	24	268,200	24	291,300	24	307,300	24	335,900	24	382,800	24	430,300
25	250,200	25	269,200	25	291,800	25	308,100	25	337,000	25	384,700	25	432,000
26	251,100	26	270,300	26	292,300	26	309,000	26	338,200	26	386,300	26	433,600
27	252,000	27	271,400	27	292,800	27	309,900	27	339,300	27	388,100	27	435,300
28	252,900	28	272,400	28	293,300	28	310,800	28	340,400	28	389,900	28	436,900
29	253,700	29	273,400	29	293,800	29	311,600	29	341,500	29	391,600	29	438,200
30	254,500	30	274,100	30	294,400	30	312,500	30	342,700	30	393,300	30	439,500
31	255,200	31	274,800	31	295,200	31	313,400	31	343,800	31	395,200	31	441,100
32	255,900	32	275,500	32	296,000	32	314,300	32	344,900	32	396,900	32	442,600
33	256,700	33	276,200	33	296,700	33	315,100	33	346,000	33	398,600	33	444,300
34	257,500	34	276,800	34	297,500	34	316,200	34	347,300	34	400,300	34	445,900
35	258,300	35	277,300	35	298,300	35	317,300	35	348,600	35	402,100	35	447,300
36	259,000	36	277,800	36	299,100	36	318,400	36	349,900	36	403,800	36	448,700
37	259,700	37	278,300	37	299,800	37	319,500	37	351,100	37	405,400	37	449,800
38	260,600	38	278,900	38	300,600	38	320,600	38	352,600	38	407,100	38	451,100
39	261,500	39	279,400	39	301,400	39	321,700	39	354,100	39	408,900	39	452,400
40	262,300	40	279,900	40	302,100	40	322,800	40	355,600	40	410,700	40	453,800
41	263,100	41	280,300	41	302,900	41	323,900	41	356,800	41	412,200	41	454,800
42	264,000	42	280,800	42	303,700	42	325,100	42	358,300	42	413,700	42	455,500
43	264,800	43	281,300	43	304,500	43	326,200	43	359,700	43	415,200	43	456,300
44	265,600	44	281,800	44	305,300	44	327,300	44	361,100	44	416,500	44	456,900
45	266,400	45	282,300	45	306,000	45	328,100	45	362,500	45	417,600	45	457,800
46	267,100	46	282,800	46	307,000	46	329,200	46	363,500	46	418,700	46	458,500
47	267,800	47	283,300	47	308,000	47	330,300	47	364,900	47	419,800	47	459,300
48	268,400	48	283,800	48	308,900	48	331,300	48	366,200	48	421,000	48	460,100
49	269,000	49	284,300	49	309,800	49	332,300	49	367,500	49	422,300	49	460,800
50	269,500	50	284,800	50	310,800	50	333,300	50	368,900	50	423,400	50	461,500
51	270,000	51	285,300	51	311,800	51	334,300	51	370,200	51	424,600	51	462,200
52	270,400	52	285,800	52	312,700	52	335,300	52	371,500	52	425,700	52	463,000
53	270,800	53	286,300	53	313,600	53	336,500	53	373,000	53	426,900	53	463,800
54	271,300	54	286,800	54	314,600	54	337,800	54	374,200	54	427,900	54	464,600
55	271,800	55	287,300	55	315,600	55	339,000	55	375,300	55	429,000	55	465,300
56	272,200	56	287,800	56	316,600	56	340,200	56	376,500	56	430,100	56	466,000
57	272,600	57	288,300	57	317,400	57	341,100	57	377,600	57	431,100	57	466,800
58	273,000	58	289,100	58	318,400	58	342,300	58	378,500	58	431,600		
59	273,400	59	289,900	59	319,400	59	343,400	59	379,500	59	432,200		
60	273,800	60	290,600	60	320,300	60	344,700	60	380,400	60	432,600		
61	274,200	61	291,300	61	321,200	61	345,700	61	381,000	61	433,200		
62	274,600	62	292,200	62	322,200	62	346,600	62	381,800	62	433,700		
63	275,000	63	293,100	63	323,200	63	347,700	63	382,600	63	434,100		
64	275,400	64	293,900	64	324,100	64	348,900	64	383,400	64	434,600		
65	275,800	65	294,700	65	325,000	65	350,000	65	384,100	65	435,100		
66	276,200	66	295,600	66	326,200	66	351,200	66	384,800	66	435,500		
67	276,600	67	296,400	67	327,400	67	352,400	67	385,500	67	435,800		
68	277,000	68	297,200	68	328,600	68	353,400	68	386,100	68	436,100		

69	277,400	69	298,000	69	329,300	69	354,400	69	386,700	69	436,500
70	277,900	70	298,900	70	330,400	70	355,400	70	387,300		
71	278,400	71	299,800	71	331,500	71	356,500	71	388,000		
72	278,800	72	300,700	72	332,400	72	357,600	72	388,600		
73	279,200	73	301,600	73	333,500	73	358,400	73	389,300		
74	279,800	74	302,500	74	334,200	74	359,500	74	389,800		
75	280,400	75	303,400	75	335,300	75	360,600	75	390,400		
76	280,900	76	304,300	76	336,400	76	361,600	76	390,900		
77	281,400	77	305,100	77	337,500	77	362,300	77	391,300		
78	282,000	78	306,100	78	338,700	78	363,100	78	391,900		
79	282,600	79	307,100	79	339,800	79	363,900	79	392,400		
80	283,100	80	308,000	80	340,900	80	364,600	80	392,700		
81	283,600	81	308,500	81	342,000	81	365,200	81	393,000		
82	284,100	82	309,400	82	343,100	82	365,700	82	393,500		
83	284,600	83	310,300	83	344,100	83	366,200	83	393,900		
84	285,100	84	311,100	84	345,200	84	366,700	84	394,200		
85	285,600	85	311,900	85	346,100	85	367,300	85	394,500		
86	286,100	86	312,900	86	347,100	86	367,800	86	395,000		
87	286,600	87	313,900	87	348,000	87	368,300	87	395,500		
88	287,100	88	314,900	88	349,000	88	368,800	88	395,900		
89	287,600	89	315,800	89	349,900	89	369,200	89	396,200		
90	288,100	90	316,900	90	350,700	90	369,600	90	396,600		
91	288,600	91	317,900	91	351,500	91	370,200	91	397,100		
92	289,100	92	318,900	92	352,300	92	370,700	92	397,500		
93	289,600	93	319,700	93	352,900	93	371,000	93	397,900		
94	290,200	94	320,400	94	353,500	94	371,500				
95	290,800	95	321,100	95	354,100	95	371,900				
96	291,400	96	321,700	96	354,700	96	372,200				
97	292,000	97	322,200	97	355,100	97	372,800				
98	292,500	98	322,500	98	355,500	98	373,300				
99	293,000	99	323,100	99	356,000	99	373,800				
100	293,500	100	323,700	100	356,400	100	374,300				
101	294,000	101	324,100	101	356,900	101	374,900				
102	294,500	102	324,700	102	357,300	102	375,400				
103	295,000	103	325,300	103	357,800	103	375,900				
104	295,400	104	325,800	104	358,200	104	376,300				
105	295,800	105	326,200	105	358,500	105	376,900				
106	296,300	106	326,700	106	359,000	106	377,400				
107	296,800	107	327,200	107	359,400	107	377,900				
108	297,100	108	327,700	108	359,700	108	378,400				
109	297,300	109	328,100	109	360,100	109	379,000				
110	297,600	110	328,500	110	360,600	110	379,400				
111	297,800	111	328,800	111	361,100	111	379,900				
112	298,100	112	329,100	112	361,600	112	380,400				
113	298,400	113	329,400	113	362,100	113	381,000				
114	298,600	114	329,800	114	362,600						
115	298,900	115	330,100	115	363,100						
116	299,100	116	330,400	116	363,500						
117	299,400	117	330,600	117	363,900						
118	299,700	118	330,900	118	364,300						
119	300,000	119	331,200	119	364,800						
120	300,300	120	331,400	120	365,300						
121	300,600	121	331,600	121	365,700						
122	301,000	122	331,900	122	366,200						
123	301,300	123	332,200	123	366,700						
124	301,600	124	332,500	124	367,200						
125	301,800	125	332,700	125	367,500						
126	302,000	126	333,000								
127	302,300	127	333,400								
128	302,700	128	333,600								
129	302,900	129	333,800								
130	303,200	130	334,000								
131	303,600	131	334,400								
132	304,000	132	334,600								
133	304,200	133	334,900								
134	304,500	134	335,300								
135	304,800	135	335,700								
136	305,100	136	336,100								
137	305,300	137	336,400								
138	305,600	138	336,800								
139	305,900	139	337,200								
140	306,200	140	337,600								
141	306,400	141	337,900								
142	306,800	142	338,300								

143	307,200	143	338,600
144	307,500	144	339,000
145	307,700	145	339,300
146	307,900	146	339,700
147	308,200	147	340,100
148	308,600	148	340,500
149	308,800	149	340,800
150	309,000	150	341,200
151	309,300	151	341,600
152	309,600	152	342,000
153	310,000	153	342,300
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		

別表第8

諸手当表

1 扶養手当

		扶養親族1人につき
父 母 等	一般職俸給表（一）9級・10級	（支給しない）
	教育職俸給表（一）5級	
	一般職俸給表（一）8級	3,500円
	医療職俸給表（二）8級	
	上記以外	6,500円
子		13,000円

※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族（子に限る。）には5,000円を加算する。

2 住居手当

借家・借間
（家賃額の2分の1）-2,500円 （算出された額の百円未満切捨）

※家賃の額が61,000円以上の場合は28,000円とする。（家賃の額が27,000円未満の場合は16,000円を除算した額とする。）
ただし、第14条第1項第2号に基づくものは、以上により算出される額の2分の1の額（百円未満切捨）とする。

3 通勤手当

自動車等使用者

片道通勤距離	金 額
5km未満	2,000円
5km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上20km未満	10,000円
20km以上25km未満	12,900円
25km以上30km未満	15,800円
30km以上35km未満	18,700円
35km以上40km未満	21,600円
40km以上45km未満	24,400円
45km以上50km未満	26,200円
50km以上55km未満	28,000円
55km以上60km未満	29,800円
60km以上	31,600円

交通機関利用者

運賃相当額

※運賃相当額、又は運賃相当額と自動車等使用の月額合計が55,000円を超える場合は、55,000円とする。

※所定勤務日数が、常勤職員の要勤務日数の半分に満たない職員については、上記の2分の1の額（百円未満切捨）とする。

3-2 駐車場手当

駐車場料金	手当金額
3,500円以上4,000円未満	500円
4,000円以上4,500円未満	1,000円
4,500円以上5,000円未満	1,500円
5,000円以上	2,000円

4 単身赴任手当

基本額30,000円に職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算する。

距 離	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

別表第9

地域手当の支給地域区分表

級地	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地		特別区
2 級地	東京都	茨城県：つくば市
		神奈川県：横浜市，川崎市，藤沢市，厚木市
		大阪府：大阪市，吹田市
3 級地	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市，守谷市
		埼玉県：さいたま市，志木市，和光市
		千葉県：千葉市，成田市，袖ヶ浦市，印西市
		愛知県：名古屋市，刈谷市，豊田市，豊明市
		兵庫県：西宮市，芦屋市，宝塚市
4 級地	愛知県 京都府	宮城県：仙台市，多賀城市
		茨城県：水戸市，日立市，土浦市，龍ヶ崎市，牛久市
		埼玉県：川越市，東松山市，上尾市，朝霞市，坂戸市
		千葉県：市川市，船橋市，松戸市，佐倉市，柏市，市原市，富津市，浦安市
		静岡県：静岡市
		三重県：四日市市，鈴鹿市
		滋賀県：大津市，草津市，栗東市
		兵庫県：神戸市，尼崎市，明石市，伊丹市，川西市，三田市
		奈良県：奈良市，大和郡山市，天理市
		広島県：広島市
		福岡県：福岡市，春日市，福津市
5 級地	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市
		群馬県：前橋市，高崎市，太田市
		富山県：富山市
		石川県：金沢市
		山梨県：甲府市
		長野県：長野市，松本市，塩尻市
		岐阜県：岐阜市
		和歌山県：和歌山市，橋本市
		岡山県：岡山市，倉敷市
		香川県：高松市

別表第10

義務教育等教員特別手当表
教育職員俸給表（二）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
5～8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
9～12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
13～16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
17～20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
21～24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
25～28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
29～32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33～36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37～40	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
41～44	7,700	10,500	13,800	16,700	
45～48	8,000	10,900	14,100	17,100	
49～52	8,300	11,300	14,400	17,400	
53～56	8,600	12,100	14,700	17,700	
57～60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61～64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65～68	9,400	13,300	16,100	18,500	
69～72	9,700	13,700	16,300	18,700	
73～76	9,900	14,000	16,500	18,900	
77～80	10,200	14,400	17,000	19,100	
81～84	10,400	14,700	17,200		
85～88	10,600	15,000	17,400		
89～92	10,800	15,400	17,600		
93～96	11,000	15,700	17,800		
97～100	11,200	16,000	18,100		
101～104	11,400	16,300	18,200		
105～108	11,500	16,500	18,300		
109～112	11,600	16,800	18,400		
113～116	11,700	17,000			
117～120	11,900	17,200			
121～124	12,000	17,400			
125～128	12,100	17,600			
129～132	12,300	17,600			
133～136	12,400	17,600			
137～140	12,500	17,600			
141～144	12,600				
145～148	12,800				
149～152	12,900				
153	13,000				

教育職員俸給表（三）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5～8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9～12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13～16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17～20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21～24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25～28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29～32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33～36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37～40	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
41～44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45～48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49～52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53～56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57～60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61～64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65～68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69～72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73～76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77～80	10,200	13,300	17,000	18,300	
81～84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85～88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89～92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93～96	11,000	14,700	17,800	19,100	
97～100	11,200	15,000	18,100		
101～104	11,400	15,400	18,200		
105～108	11,500	15,700	18,300		
109～112	11,600	16,000	18,400		
113～116	11,700	16,300			
117～120	11,900	16,500			
121～124	12,000	16,800			
125～128	12,100	17,000			
129～132		17,200			
133～136		17,400			
137～140		17,600			
141～144		17,600			
145～148		17,600			
149		17,600			

備考 教育学部附属幼稚園に勤務する者に適用する場合は、この表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。